

報 告 第 1 号

新型コロナウイルス感染症対策における高知県のステージに
対応した県立学校の部活動の考え方の改訂について

新型コロナウイルス感染症対策における高知県のステージに対応した県立学校の
部活動の考え方の改訂について、別紙のとおりご報告します。

「新型コロナウイルス感染症対策における高知県のステージに対応した県立学校の部活動の考え方」の改訂について

令和3年2月12日付けで県立学校の部活動の考え方（参考資料1）を示しておりましたが、以下の点について、これまでの対応を含め内容を整理しました。

【改訂ポイント】

①国の措置である「まん延防止等重点措置」が適応された際の対応について

当初示していた考え方が、「まん延防止等重点措置」が法制化される前のものであったため、「まん延防止等重点措置」が適応された際の対応を追記。また、「緊急事態宣言」が適応された際の対応についても追記。

②生徒の発表の機会を確保するための対応について

県のステージが「特別警戒以上」であっても、最終学年が参加する最後の公式戦・発表会等においては、校長の判断により参加を認めることができるよう内容を見直し。

③県のステージが「特別警戒以上」にある際の公式戦・発表会等の参加について

「特別警戒以上」にあっても、直近（1ヶ月程度）で、上位大会に繋がる県予選大会や参加が決まっている全国大会・ブロック大会においては、校長の判断により参加を認めることができ、その公式戦・発表会に向けても練習ができるよう内容を見直し。

④県外校と練習試合等を行う際の取扱いについて

県外校と練習試合等を行う場合は、参考資料P6のフローに従い実施。

その際、相手校とは、管理職を通じて事前事後の情報共有を必ず行い、その情報を書面に残す。

新型コロナウイルス感染症対策における高知県のステージに対応した県立学校の部活動の考え方 ～部活動で感染者を出さない、生徒を守る～			
	対外試合等	日常的な活動	
		部活動の制限及び活動時間	活動上の留意点
国の措置 まん延防止等重点措置 高知県のステージ 非常事態(案) 特別警戒(赤) 警戒(オレンジ) 注意(黄) 感染観察(緑)	県内外における公式戦・発表会等 → 参加しない 県内外における練習試合等 → 禁止する ※取扱いについては欄外参照	原則禁止 ・指定された市町村に所在する学校及び通学生徒が50%を超える学校は、 原則禁止 ・指定外の学校については、高知県のステージ「非常事態」の対応に準ずる	・各自が 自主練習 をすることし、生徒同士が任意で集まることのないよう指導すること ・「非常事態」での活動が認められている部活動並びに学校については、十分な感染防止対策を講じた上で、「 非常事態 」と同様の留意点に準じて活動すること
	※取扱いについては欄外参照	・指定された市町村に所在する学校及び通学生徒が50%を超える学校は、校長の判断により 課業日に限り、1時間程度の活動 を認める。ただし、 週休日等は禁止 ・指定外の学校については、高知県のステージ「特別警戒」での活動を校長の判断により認める	・指定された市町村に所在する学校及び通学生徒が50%を超える学校については、認められた時間・場所以外で生徒同士が任意で集まることのないよう指導すること ・十分な感染防止対策を講じた上で、「 特別警戒 」と同様の留意点に準じて活動すること
		・平日 1時間程度まで ・週休日等 2時間程度まで （週休日の活動は土日のどちらかとする）	・なるべく個人での活動とする ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は 行わない
	県内外における公式戦・発表会等への参加及び 県内外における練習試合等への参加 → 状況により 慎重に検討する	・平日 2時間程度まで ・週休日等 3時間程度まで	・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は 慎重に検討する
	県内外における公式戦・発表会等及び 県内外における練習試合等への参加 → 制限しない	☆ 通常での活動可 ・平日 2時間程度まで ・週休日等 3時間程度まで ・平日3時間まで（校長の許可） ・週休日等4時間まで（校長の許可）	・感染防止対策を行ったうえで通常の活動を行う ・ 時間を延長する場合には 、保護者、生徒本人の了解を得たうえで、校長が認めた場合とする

～全体共通留意事項～

- * 発熱等の症状がある生徒・顧問及び、家族に発熱等の症状がみられる生徒・顧問は、部活動に参加させないようにすること
- * 部活動を実施する場合は、生徒、保護者の意向を確認し、その意思を尊重すること。また、顧問は活動内容等の工夫を行い、指導の際には必ずマスクを着用し、活動時間以外には生徒にも可能な限りマスクを着用させる
- など、新型コロナウイルス感染防止対策について、顧問は最新の注意を払うこととする
- * 感染者が発生した部は、感染拡大防止の観点から、活動場所及び部室等の消毒を行い、濃厚接触者とならなかった部員・顧問についてもより一層健康状態の確認を徹底すること
- なお、公式戦等出場に関しては、関係団体の示す基準に照らし判断すること
- * 校長の判断により、通学生徒の居住地の感染状況などから、制限の厳しい内容を選択することができる
- (国の措置「緊急事態宣言・まん延防止等重点措置」が発令されている時及び、高知県のステージが「非常事態・特別警戒」にある時(以下、「特別警戒以上」という)の、公式戦・発表会等の取扱いについて)
- ①上位大会がない県内の大会：原則参加しない。ただし、最終学年の生徒の最後の公式戦・発表会等については、校長の判断により、参加を認めることができる
- ②上位大会のある県予選の大会：校長の判断により参加人数を制限（エントリー選手のための活動）するなど、各中央競技団体等が示すガイドライン等をもとに感染防止対策を徹底することにより参加を認めることができる
- ③全国大会・ブロック大会：出場が決まっている場合は、校長の判断により参加人数を制限（エントリー選手のための活動）するなど、各中央競技団体等が示すガイドライン等をもとに感染防止対策を徹底することにより参加を認めることができる
- ※直近で、上記①～③の大会へ出場が決まっている部活動については、校長の判断により、「特別警戒」と同様の活動を認めることができる。また、合同チームにおいては、校長の判断により、週休日のどちらか及び休日で2時間以内の合同練習を認めることができる

〈県内での練習試合の取扱いについて〉

- ①「特別警戒以上」にある時は、県内での練習試合は禁止する
- ②高知県のステージが「警戒」にある時は、必ず校長が内容を確認し、少ない参加校で定められた練習時間を守り、各中央競技団体等が示すガイドライン等をもとに活動すること

〈県外との練習試合の取扱いについて（県外へ行く場合、県外から招く場合）〉

- ①高知県のステージに関わらず国の分科会が示す「ステージⅢ」以上の地域とは実施をしない。なお、「ステージⅠ・Ⅱ」であっても、感染状況により慎重に検討すること。実施する場合には相手校の管理職と、令和3年7月21日付け通知の確認事項等について確認し、その内容を記録に残すこと（令和3年7月21日付け3高保体第450号「コロナ禍における県立学校の県外校との練習試合等の実施状況調査結果及び結果を踏まえた今後の部活動の県外遠征（公式大会を除く）について（通知）」）
- ②「特別警戒以上」にある時は、県外との練習試合は禁止する
- ③高知県のステージが「警戒」「注意」「感染観察」にある時でも、他県との往來を県が制限している場合は、それに準じて県外との練習試合は禁止する

◆三密の回避
(密閉・密集・密接)




◆感染症対策の3つのポイント

- ・感染源を絶つこと
- ・感染経路を絶つこと
- ・抵抗力を高めること

〈部活動における感染防止対策〉

- 部室等の利用は、短時間で分散し会話を控える
- 食事をとる場面では、飛沫を飛ばさないような席の配置にする
また、距離がとれなければ会話を控える（黙食）
- 生徒の怪我防止（徐々に強度や難易度を高める）
- 発熱や咳などの風邪の症状が見られる時は、参加しない
(家族に発熱等の症状が見られる時も、参加しない)
- 活動時間や休養日（部活動ガイドラインに準拠）
- こまめな換気（練習場所・更衣室等）
- 手洗いの徹底 
- 消毒の実施（共用物、手を触れる場所等） 
- タオル、ドリンクは各自が準備
- 練習以外での十分な距離の確保 
- 体温・体調チェック表
- 多数の生徒が集まり呼吸が激しくなる運動は避ける
- 大声を出すような活動は避ける
- マスクの正しい着用（移動時、活動以外時等）
- ステージによっては、活動時もマスクを着用した活動を行う

*特に運動部活動の実施については県の考え方を基本としつつ、各中央競技団体及び公益財団法人日本スポーツ協会等が示す方針や通知を踏まえ対応する。

参考資料 1

2 高保体第 1033 号
令和 3 年 2 月 12 日

各県立学校長 様

保健体育課長
高等学校課長
特別支援教育課長

新型コロナウイルス感染症対策における高知県のステージに対応した 県立学校の部活動の考え方について（通知）

日頃は、新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただきありがとうございます。

ここ最近の県内の感染状況はやや落ち着いてきておりますが、高知県のステージは「警戒」を維持し、他県との往来等に係る県の制限については 3 月 7 日まで継続されています。

県内における新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえたうえで、部活動に関するこれまでの通知などを整理し、新たに「新型コロナウイルス感染症対策における高知県のステージに対応した県立学校の部活動の考え方について」を別紙のとおりとしますので、生徒及び教職員への周知をお願いします。

なお、2 月 15 日以降の対応を下記に示していますので、それに準じた活動をお願いします。

これに伴い、令和 2 年 5 月 29 日付け 2 高保体第 238 号「県立学校における臨時休業等の判断基準に基づいた部活動の考え方について（通知）」（別紙含む）につきましては、廃止します。

併置定時制・通信制には貴職からお知らせください。分校には直送しました。

記

- 1 部活動の対応については、**2 月 15 日（月）以降**、別紙によることとします。
- 2 現在は、高知県のステージが「警戒」となっており、対外試合等は「状況により慎重に検討する」、日常的な活動は「一部制限Ⅱ」での活動となりますので、感染防止対策を徹底して行うようにしてください。
なお、今後、高知県のステージが「注意」及び「感染観察」に引き下げられた場合には、それに準じた対応とします。
ただし、県外との練習試合（県外へ行く、県外から招く）については、別紙の欄外の〈県外との練習試合の取扱いについて〉を参照してください。
- 3 別紙の右側の枠囲み部分〈部活動における感染防止対策〉に、部室等の利用及び食事の場面に関する内容を追記しています。

別紙

新型コロナウイルス感染症対策における高知県のステージに対応した県立学校の部活動の考え方

～部活動で感染者を出さない、生徒を守る～

高知県のステージ
非常事態
特別警戒
警戒
注意
感染観察

対外試合等（欄外を参照）
・高知県のステージが「非常事態」「特別警戒」にある時 県内外における公式戦・発表会等 → 参加しない 県内外における練習試合等 → 禁止する
・高知県のステージが「警戒」にある時 県内外における公式戦・発表会等への参加及び 県内外における練習試合等への参加 → 状況により 慎重に検討する
・高知県のステージが「注意」「感染観察」にある時 県内外における公式戦・発表会等及び 県内外における練習試合等への参加 → 制限しない

日常的な活動
★禁止 ・学校や公共施設での活動は 不可とする ・各自が自宅で自主練習とする
☆一部制限Ⅰ （感染状況により活動を禁止する場合がある） ・なるべく個人での活動とする ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は 行わない ・平日 1 時間程度まで ・休日 2 時間程度まで （休日の活動は土日のどちらかとする）
☆一部制限Ⅱ ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は 慎重に検討する
☆通常 ・感染防止対策を行ったうえで通常の活動を行う ・ 時間を延長する場合 には、新たに保護者、生徒本人の了解を得たうえで、校長が認めた場合とする なお、活動中における生徒の健康管理や新型コロナウイルス感染症防止対策について、 顧問はより一層の注意を払うこととする ・平日 2 時間程度まで ・休日 3 時間程度まで ・平日 3 時間まで（校長の許可） ・休日 4 時間まで（校長の許可）



◆三密の回避
（密閉・密集・密接）



◆感染症対策の3つのポイント
・感染源を絶つこと
・感染経路を絶つこと
・抵抗力を高めること

〈部活動における感染防止対策〉

- 部室等の利用は、短時間で分散し会話を控える
- 食事をとる場面では、飛沫を飛ばさないような席の配置にする
また、距離がとれなければ会話を控える（黙食）
- 生徒の怪我防止（徐々に強度や難易度を高める）
- 発熱や咳などの風邪の症状が見られる時は、参加しない
（家族に発熱等の症状が見られる時も、参加しない）
- 活動時間や休養日（部活動ガイドラインに準拠）
- こまめな換気（練習場所・更衣室等）
- 手洗いの徹底 
- 消毒の実施（共用物、手を触れる場所等）
- タオル、ドリンクは各自が準備
- 練習以外での十分な距離の確保
- 体温・体調チェック表
- 多数の生徒が集まり呼吸が激しくなる運動は避ける
- 大声を出すような活動は避ける 
- マスクの正しい着用（移動時、活動以外時等） 
- ステージによっては、活動時もマスクを着用した活動を行う

- * 高知県のステージが変更になる場合は、高知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において決定される。
- * 原則として上表のとおりとするが、各福祉保健所管内の感染状況を踏まえて判断するため、高知県のステージと日常的な活動のレベルとが一致しない場合がある。
（例：A 保健所管内が特別警戒ステージ相当のため、部活動は一部制限Ⅰとするが、B 保健所管内は警戒ステージ相当であるため、部活動は一部制限Ⅱとするような場合があること。）
- * 発熱等の症状がある生徒・顧問及び、家族に発熱等の症状がみられる生徒・顧問は、部活動に参加させないようにすること。
- * 部活動を実施する場合、顧問は活動内容等の工夫を行い、指導の際には必ずマスクを着用し、生徒にも可能な限りマスクを着用させること。
- * 感染者が発生した部は、感染拡大防止の観点から、活動場所及び部室等の消毒を行い、濃厚接触者とならなかった部員・顧問についても健康状態を確認するため、日常的な活動は1週間程度の停止期間を設けること。
ただし、公式戦等出場に関しては、関係団体と協議し別途示すこととする。
- * 校長の判断により、通学生徒の居住地の感染状況などから、制限の厳しい内容を選択することができる。
（例：学校が日常的な活動において警戒ステージ（一部制限Ⅱ）であっても、在籍生徒が感染拡大地域から多く通学している場合などは、特別警戒ステージ（一部制限Ⅰ）での対応とすることができる。）

〈高知県のステージが「非常事態・特別警戒」にある時の、公式戦・発表会等の取扱いについて〉

- ①上位大会がない県内の大会：参加しない。
- ②上位大会のある県予選大会：校長の判断により参加人数を制限（エントリー選手のみ）の活動）するなど、各中央競技団体等が示すガイドライン等をもとに感染防止対策を徹底することにより参加を認める場合がある。
- ③全国大会・ブロック大会：出場が決まっている場合は、校長の判断により参加人数を制限（エントリー選手のみ）の活動）するなど、各中央競技団体等が示すガイドライン等をもとに感染防止対策を徹底することにより参加を認める場合がある。

〈県内での練習試合の取扱いについて〉

- ①高知県のステージが「非常事態・特別警戒」にある時は、県内での練習試合は禁止する。
- ②高知県のステージが「警戒」にある時は、必ず校長が内容を確認し、少ない参加校で定められた練習時間を守り、各中央競技団体等が示すガイドライン等をもとに活動すること。

〈県外での練習試合の取扱いについて（県外へ行く場合、県外から招く場合）〉

- ①高知県のステージに関わらず、県外の感染状況により慎重に検討すること。
- ②高知県のステージが「非常事態・特別警戒」にある時は、県外との練習試合は禁止する。
- ③高知県のステージが「警戒」「注意」「感染観察」にある時でも、他県との往來を県が制限している場合は、それに準じて県外との練習試合は禁止する。

高知市保健所	幡多福祉保健所	須崎福祉保健所	中央東福祉保健所	中央西福祉保健所	安芸福祉保健所
高知市	宿毛市・土佐清水市・四万十市・黒潮町・大月町・三原村	須崎市・中土佐町・梶原町・津野町・四万十町	南国市・香南市・香美市・本山町・大豊町・土佐町・大川村	土佐市・いの町・仁淀川町・佐川町・越知町・日高村	室戸市・安芸市・東洋町・奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村・芸西村

* 特に運動部活動の実施については県の考え方を基本としつつ、**各中央競技団体及び公益財団法人日本スポーツ協会等**が示す方針や通知を踏まえ対応する。

コロナ禍における県立学校の県外校との練習試合等の実施状況調査結果 及び結果を踏まえた今後の対応について

1. 調査目的

運動部活動でのクラスターの発生を受け、県教育委員会が示した部活動の考え方をもとに、県外での公式戦・練習試合等の実施状況等の全容を把握し、コロナ禍における今後の部活動についての対応方針を検討するため。

2. 調査概要

①調査対象期間：R3.2.12～R3.4.29（約3ヶ月間）

②実施校数及び件数：37校中16校の37部が実施

74件【公式大会…23件（31%）、練習試合等…51件（69%）】

※部活動の考え方（R3.2.12）に基づき、この期間（県：警戒ステージ）は、学校長の判断（遠征先の感染状況の把握、感染対策の徹底など）により県外遠征が認められていた。運動部活動クラスターが発生した同時期（徳島遠征(4/18)）には、4校4部が徳島県へ遠征や招聘を実施していた。

※短期間（1週間程度）に複数校（県内外を問わず）との練習試合、公式戦を実施した学校があった。

○県外3回（香川）・県内1回（合同練習）、県外3回（岡山・兵庫・徳島）

県外3回（愛媛・香川・徳島）・県内3回公式戦（中四国から参加の学校との公式戦）など

3. 県外校との練習試合等のリスク要因

- ①生徒の交流機会の増加に伴う感染リスクの増加
- ②移動（JR、バス、自家用車など）に伴う感染リスクの増加（長時間同じ空間で過ごす）
- ③県域をまたいで感染者が出た場合、保健所間の連絡に一定の時間を要する
- ④感染者が確認された場合の学校間の連絡体制が十分に確立されていない

4. 県立学校における公式大会を除く県外遠征等への対応

（※遠征先の感染状況が受け入れ可能な状態で、県のステージが警戒以下の場合）

①県外遠征等を実施するにあたっては、別添2の『部活動に参加する生徒の皆さんへ（高校生用）』を活用の上、生徒へ人権教育及び健康教育を行うこと。

②当面の間、公式大会の**前10日間**は県外遠征を実施しないこと。

※県域をまたいだ新型コロナウイルス感染症に係る情報は、保健所間の連絡に時間を要する場合があるため、初期対応が遅れる可能性がある。

※公式戦は、県内の多くの学校が参加するため、感染を県内全域に広げる可能性がある。

③短期間に県内外での練習試合を続けて行う場合は、感染拡大を招くリスクが高まることから、体調管理等の徹底を行うとともに、**対戦校とのスケジュールの共有を図る**などより一層慎重に判断すること。

※スケジュールについては、遠征前1週間程度は共有しておくこと。（以下参照）

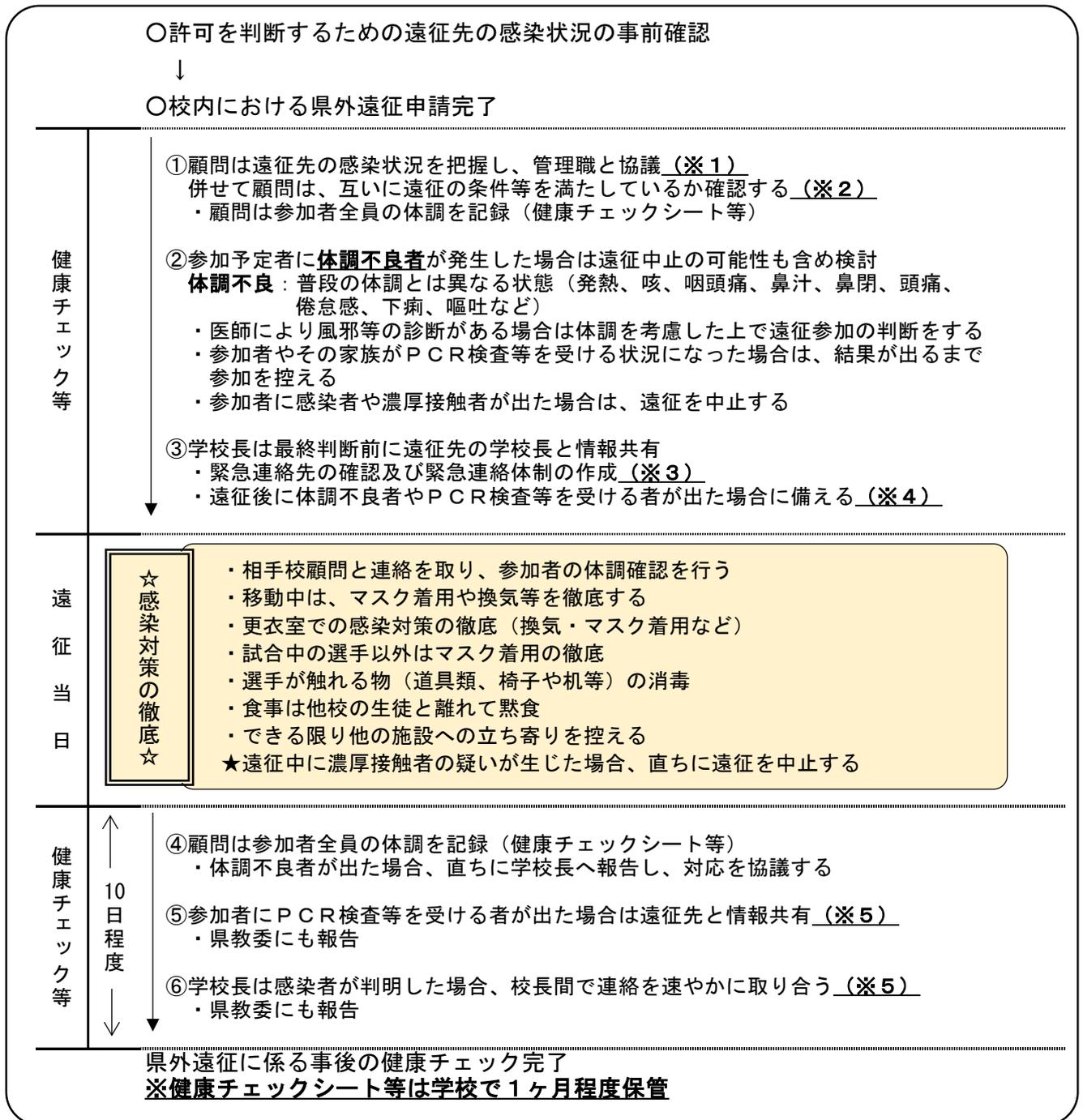
（例）

月	火	水	木	金	土	日
7/12	13	14	15	16	17 A校 VS 県外B校 ←※25日の対戦に向け要確認→	18 A校 VS C校
19	20	21	22	23	24	25 遠征当日 自校 VS A校

※25日に遠征を行いA校と対戦予定。その1週間前の両校の状況について事前に共有。
『A校は、県外B校、C校と練習試合を実施。自校は実施していない。』など

④県外遠征を実施する場合は、以下のフロー図のとおり対応すること。

＜県外遠征を実施する場合のフロー図＞ ※県外から招く場合も同様の対応とする。



※1 遠征先の県や現地の感染状況を把握するとともに、管理職との協議（感染対策などの徹底）を**書面に記録する。**（様式1）

※2 遠征先（県内外）の部活動の規定などの確認をする（県外との練習試合の禁止の有無、練習時間など）

※3 感染等が判明した場合に、管理職間で連絡をとれるよう、緊急連絡先の確認を行う。

※4 遠征後に体調不良者やPCR検査等を受ける者が出た場合は、速やかに情報共有することを相手校の学校長と事前に確認する。

※5 他校との情報共有の際には、個人情報の取扱いについて校長が責任をもって行う。

※6 様式2「県外遠征に向けたチェックリスト」により、関係書類や遠征先との情報共有などができているかを確認すること。

県外遠征に向けた協議内容【記載例】

顧問記載日： 令和〇年7月19日

	部活動名	陸上競技部	顧問名	高知 体育	
	遠征先 名称・住所	〇〇県立〇〇高等学校 〇〇県〇〇市〇〇1-5-6	遠征予定日	令和〇年7月31日	
	遠征先 顧問名	四国 太郎	遠征先 顧問連絡先	学校：〇〇〇-×××-□□□□ 携帯：090-〇〇〇〇-××××	
	協議日	令和〇年7月19日			
顧問 記載欄	遠征予定日1週間前の対戦スケジュールについて： 遠征先の〇〇高校は、7/24(土)に□□高校と対戦予定。本校については、対戦予定はなく自校のみでの練習				
	遠征先の状況： 〇〇県では、感染状況が△△であり、県外校との練習試合等は禁止されていない。高知県の感染状況は警戒レベルではあるが、移動中や遠征先での感染対策については、以下の対策を徹底することを条件として遠征の許可をお願いしたい。				
	感染防止対策： ・相手校顧問と連絡を取り、参加者の体調確認を行う ・移動中は、マスク着用や換気等を徹底する ・更衣室での感染対策の徹底（換気・マスク着用など） ・試合中の選手以外はマスク着用の徹底 ・選手が触れる物（道具類、椅子や机等）の消毒 ・食事は他校の生徒と離れて黙食 ・できる限り他の施設への立ち寄りを控える ・遠征中に濃厚接触者の疑いが生じた場合、直ちに遠征を中止する など				
管理職 記載欄	判断日①	令和〇年7月19日	判断結果： 上記の内容をもとに現段階では遠征を許可。		
	最終 判断日②	令和〇年7月28日	←※なるべく遠征予定日に近い日で判断		
	遠征先の状況について： ・遠征先の学校長と協議を行い、判断日①より、双方の県の感染状況に変化がないため、遠征を許可。 ・遠征先の学校長と協議を行い、双方の県の警戒ステージが引き上げられたため遠征を中止。				
	遠征先 管理職 連絡先	校長名：〇〇学校長 連絡先：090-〇〇〇〇-××××	教頭名：□□教頭 連絡先：090-〇〇〇〇-××××		
	<input checked="" type="checkbox"/>	お互いに体調不良者・感染者が発生した場合には、連絡を取り合うことを確認済 ※確認ができていない場合は左の□へチェックを入れてください。			
遠征後	体調不良者が発生した場合の対応メモ： ※以下は遠征後10日間で起きた事例を想定 ・体調不良者は出なかった。 ・風等の症状を発症した生徒が出たが、病院受診後、ただの風邪との診断であったため、遠征先の学校長及び県教委には情報を共有していない。 ・遠征に参加した生徒の家族で感染者が発生。生徒が濃厚接触者となったため、〇〇高校の学校長へ連絡し情報を共有。併せて県教委にも情報を共有し対応を行った。 など				

【注意事項】

- 顧問は、顧問記載欄を作成後、管理職へデータにて本様式を提出。
- 顧問から本様式提出→協議後、管理職は、管理職記載欄へ必要事項を記入。
- 遠征後、本様式は1ヶ月程度、必ず保管。
- 本様式のセルの大きさ等は各学校で変更して構いません。